

平成30年度 第7回全体庁議（8月10日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) (仮称) 帯広市災害廃棄物処理計画の策定について [市民環境部]
----	-------	--------------	---

■ 提案・報告の趣旨

大規模災害の教訓を踏まえ、国は、災害発生時に適切かつ円滑、迅速に災害廃棄物を処理できるよう事前に必要事項を定める「災害廃棄物処理計画」の早期策定を自治体に要請している。
本市は、国のモデル事業により実施した事前調査結果などを踏まえ、今年度中に災害廃棄物処理計画を策定する予定であり、その策定方針について、平成30年8月31日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 計画策定の背景と目的

災害被害の教訓を踏まえ、国は災害廃棄物対策指針などを策定し、「災害廃棄物処理計画」の策定を自治体に要請している。「災害廃棄物処理計画」は、災害発生後に速やかに策定する「災害廃棄物処理実行計画」により、実際の災害規模や廃棄物発生量などに対応した具体的処理を適切かつ円滑、迅速に進めるため、事前に必要事項を定めるもの。

2 計画策定の状況

既に災害廃棄物処理計画を策定している市町村は、平成29年3月時点で、全国で24%、北海道で7%となっており、環境省の全国8地域ブロック中、北海道ブロックは最も策定が遅れている。十勝管内の自治体では、まだ策定されていない。

3 計画の主な内容

- ①体制 ～ 組織体制、協力支援体制(国、北海道、他市町村、一部事務組合、民間)等
- ②災害の想定 ～ 地震、水害などの自然災害について、帯広市地域防災計画の災害想定を活用
- ③発生量等推計 ～ 災害廃棄物発生量及び地域の中間処理施設等の受入可能量を推計
- ④仮置場(廃棄物集積所) ～ 災害廃棄物を中間処理するまで仮置きする場所の条件設定(面積等)
- ⑤処理方針等 ～ 処理方針(分別の徹底、再資源化)、処理手順、処理スケジュール等
- ⑥その他 ～ 市民周知、災害補助金申請や北海道への処理事務委託の行政手続等

4 計画の性格

- ①災害廃棄物処理実行計画への円滑な移行ができるよう、災害時に共通する基本的事項を事前に検討・整理する。
- ②国、北海道ブロック、北海道の各災害廃棄物計画等、及び、帯広市地域防災計画との整合性をはかる。
- ③国等の計画の改定、他市町村の計画策定、及び、新たな災害想定や災害データの蓄積などを考慮し、随時の見直しを行い、実効性を高める。
- ④処理主体は市町村が原則となる。ただし、被害規模に応じて、事務委託により北海道が処理主体、又は、北海道の調整による広域連携処理、更には国による処理代行も想定する。

■ 今後のスケジュール

- ・平成30年 8月 厚生委員会へ策定方針を報告
- ・平成30年11月 計画原案を作成、厚生委員会へ報告
- ・平成30年12月～平成31年1月 パブリックコメント実施
- ・平成31年 2月 計画案を作成、厚生委員会へ報告
- ・平成31年 3月 計画策定

※この間、上記のほか、環境省、北海道、一部事務組合等の関係機関と協議を継続し、災害廃棄物処理にかかる新しい知見の入手に努め情報収集をはかるとともに、廃棄物減量等推進審議会への報告を行う。

■ 審議結果

- ・同内容で、8月31日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし